

別表第二号の二の四(第11条の2の4第2項関係)

無線局情報提供請求書

年 月 日

収入印紙貼付欄
(収入印紙を必要額
を超えて貼ってい
る場合は、請求書の
余白に「過納承諾
氏名」のように記入
してください。)

(何)総合通信局長(沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。) 殿

請求者(注1)

住 所

氏名又は名称

法 人 番 号

代表者氏名

電波法第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり混信又はふくそうに関する調査に係る無線局情報の提供を請求します。

記

1 請求理由(注2)

- | | | |
|---------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| ☐ 無線局の開設 | ☐ 周波数の変更 | ☐ 通信の相手方の変更 |
| ☐ 無線設備の設置場所の変更 | ☐ 電波の型式の変更 | ☐ 空中線電力の変更 |
| ☐ 運用許容時間の変更 | ☐ 放送区域の変更 | ☐ 工事設計の変更 |
| ☐ 無線設備の変更の工事 | | |

2 開設又は変更しようとする無線局の概要(注3)

- (1) 免許等の番号
- (2) 免許等の年月日
- (3) 種別
- (4) 目的
- (5) 通信事項
- (6) 識別信号
- (7) 無線設備の設置場所又は移動範囲
- (8) 電波の型式及び周波数
占有周波数帯幅
電波の型式

周波数

(9) 空中線電力

(10) その他

3 上記1の理由の詳細(注4)

4 希望する情報提供の範囲(注5)

(1) 開設又は変更をしようとする無線局の周波数との上下の離隔幅

(2) 無線設備の設置場所からの距離的範囲(移動する無線局の場合は、移動範囲となる都道府県)

5 希望する情報提供の実施の方法(注6)

☐用紙に出力したものの交付

☐電磁的方法による提供

(電子メールアドレス：)

請求に関する連絡責任者

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注1 請求者の欄の記載は、次によること。

(1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(2) 法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(3) 請求者が外国人である場合は、住所については、日本における居住地を記載すること。

(4) 代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

(5) 法人番号については、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

2 1の請求理由については、次によること。

(1) 該当する理由の□にレ印を付けること。

(2) 事由が複数の場合は複数の□にレ印を付けること。

3 2の開設又は変更をしようとする無線局の概要については、次によること。

(1) (1)の免許等の番号、(2)の免許等の年月日及び(6)の識別信号については、現

に免許等を受けている無線局の免許等の番号及び年月日並びに識別信号を記載すること。

- (2) (3)の種別は、第11条の2の5第1項各号又は第2項各号に掲げる無線局の種別を、次の表に掲げる記号により記載すること。

無線局の種別	記号	無線局の種別	記号	無線局の種別	記号
固定局	FX	無線呼出局	RP	宇宙局	ME
特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局	BB	陸上移動中継局	FBR	衛星基幹放送局	EV
特定地上基幹放送局	BC	陸上移動局	ML	衛星基幹放送試験局	EBE
特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局	BD	無線航行陸上局	RL	人工衛星局	EKT
特定地上基幹放送試験局	BE	無線標定陸上局	LR	実験試験局	EX
地上一般放送局	BG	無線標識局	RB	実用化試験局	DVT
海岸局	FC	海岸地球局	TI	気象援助局	SM
航空局	FA	航空地球局	TB	標準周波数局	SS
基地局	FB	高高度基地局	FH	携帯基地地球局	TYP
特別業務の局	SP	携帯基地局	FP	地球局	TC

- (3) (4)の目的は、「電気通信業務用」、「公共業務用」、「基幹放送用(超短波放送(コミュニティ放送))」又は「一般業務用」のように記載すること。

- (4) (5)の通信事項は、「電気通信業務に関する事項」、「防災行政事務に関する事項」、「電気事業に関する事項」又は「一般業務用通信に関する事項」のように記載すること。

- (5) (7)の無線設備の設置場所については、送信空中線及び受信空中線の位置の緯度及び経度を、度、分及び秒をもって記載すること。

- (6) (8)の電波の型式及び周波数並びに(9)の空中線電力は、開設又は変更をしようとする無線局の種別に応じて、免許規則別表第二号第1、別表第二号第2又は別表第二号第5の様式の記載要領の該当する注に従って記載すること。ただし、周波数については、混信又はふくそう調査に必要な特定の周波数を記載すること。

- (7) (6)の識別信号及び(8)の電波の型式については、登録局にあつては、記載を省略する。

- 4 3の上記1の理由の詳細については、開設又は変更が必要となる理由を記載すること。

- 5 4の希望する情報提供範囲については、次によること。

- (1) (1)の開設又は変更をしようとする無線局の周波数との上下の離隔幅については、混信又はふくそう調査に必要と考える必要最小限の離隔幅を「何MHzの上下何MHzの範囲」のように記載すること。

(2) (2)の無線設備の設置場所からの距離的範囲については、混信又はふくそう調査に必要と考える必要最小限の範囲を「半径何kmの範囲」のように記載すること。

6 希望する情報提供の実施の方法については、該当する事項の□1か所にレ印を付けることとし、電磁的方法による提供の□にレ印を付ける場合は、電子メールアドレスを括弧内に記載すること。